

第三十八回国会 建設委員會議録 第三十四号

昭和三十六年五月二十三日(火曜日)

午前十一時開議

出席委員

- 委員長 加藤 高藏君
- 理事 木村 守江君 理事 佐藤虎次郎君
- 理事 藤原 雄次君 理事 瀬戸山三男君
- 理事 中島 巖君 理事 山中日露史君
- 逢澤 寛君 大倉 三郎君
- 大沢 雄一君 金丸 信君
- 木村 公平君 齋藤 邦吉君
- 二階堂 進君 前田 義雄君
- 松田 鐵藏君 山口 好一君
- 岡本 隆一君 児玉 米男君
- 實川 清之君 田中總三郎君

- 出席國務大臣 迫水 久常君
- 出席府委員
- 總理府事務官 (經濟企画庁長) 曾田 忠君
- 建設政務次官 田村 元君
- 建設技官 (河川局長) 山内 一郎君
- 建設技官 (住宅局長) 神田 治君

- 委員外の出席者 山口 乾治君

本日の會議に付した案件

- 水資源開發促進法案(内閣提出第一九八号)
- 水資源開發公団法案(内閣提出第一九九号)
- 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)(參議院送付)

第一類第十二号 建設委員會議録第三十四号 昭和三十六年五月二十三日

○加藤委員長 これより會議を開きます。

去る十九日付託になりました水資源開發促進法案並びに水資源開發公団法案の両案を一括議題とし、審査に入ります。

水資源開發促進法案

水資源開發促進法

(目的)

第一条 この法律は、産業の發展及び都市人口の増加に伴い水の需要の著しい増大がみられる地域に対する用水の供給を確保するため、特定の河川の水系における水資源の総合的な開發及び利用の合理化の促進を図り、もつて國民經濟の成長と國民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基礎調査)

第二条 政府は、次条第一項の規定による水資源開發水系の指定及び第四条第一項の規定による水資源開發基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

2 經濟企画庁長官は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

第三条 内閣總理大臣は、第一条に

規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、關係行政機関の長に協議し、かつ、關係都道府県知事及び水資源開發審議会の意見をきいて当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開發及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開發水系として指定する。

2 内閣總理大臣が水資源開發水系の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣總理大臣は、水資源開發水系の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

4 内閣總理大臣は、水資源開發基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

2 内閣總理大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3 基本計画には、治山治水及び電源開發について十分の考慮が払われていなければならない。

4 内閣總理大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。

5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

5 基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標

二 前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

三 その他水資源の総合的な開發及び利用の合理化に関する重要事項

(水資源開發審議會)

第六条 總理府に、附屬機關として、水資源開發審議會(以下「審議會」という。)を置く。

2 審議會は、内閣總理大臣の諮問に応じ、水資源開發水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議する。

3 審議會は、前項に規定する重要事項について、内閣總理大臣又は關係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

第七条 審議會は、委員十五人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

6 審議會に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

7 会長は、会務を總理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第八条 専門の事項を調査させるため、審議會に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、關係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

第九条 審議會は、その所掌事務に關し、關係行政機関の長及び關係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 關係行政機関の長は、審議會の會議に出席して意見を述べることができる。

第十条 前四条に定めるもののほか、審議會の組織及び運営その他審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

(国土総合開發計画等の調整)

第十一条 国土総合開發計画と基本計画との調整は、内閣總理大臣が国土総合開發審議會と審議會の意見をきいて行なうものとする。

(基本計画に基づく事業の実施)

第十二条 基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体、水資源開発公団その他の者が実施するものとする。

(基本計画の実施に要する経費)

第十三条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

(損失の補償等)

第十四条 基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中低開発地域工業開発審議会の項の次に次のように加える。

水資源開発促進法(昭和二十六年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

(経済企画庁設置法の一部改正)

3 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を

次のように改正する。
第四条第二十号カの次に次のように加える。

ヨ 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第 号)

第十三条 水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進に関すること。

理由
最近における産業の発展及び都市人口の増加に伴い水の需要の著しい増大がみられる地域に対する用水の供給を確保するため、水資源開発水系について水資源開発基本計画を決定し、これに基づく事業の実施を推進する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水資源開発公団法案
水資源開発公団法

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 役員及び職員(第七条―第十七条)
- 第三章 業務(第十八条―第二十五条)
- 第四章 水資源開発施設に関する費用(第二十六条―第三十三条)
- 第五章 財務及び会計(第三十四条―第四十七条)
- 第六章 監督(第四十八条―第四十九条)
- 第七章 雑則(第五十条―第五十一条)
- 第八章 罰則(第五十二条―第六十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 水資源開発公団は、水資源開発促進法(昭和三十六年法律第 号)の規定による水資源開発基本計画(以下「水資源開発基本計画」という。)に基づく水資源の開発又は利用のための事業を実施すること等により、国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 水資源開発公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもちて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 公団でない者は、水資源開発公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事八人以上及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第八条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の内命)

第九条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第十条 役員の内命は、四年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の内格条項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又は、これらの者が法人であるときは、これらの役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の内命)

第十二条 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

第十三条 役員は、営利を目的とす

る団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
(代表権の制限)

第十四条 公団は、総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。
(代理人の選任)

第十五条 総裁及び副総裁は、公団の理事及び職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
(職員の任命)

第十六条 公団の職員は、総裁が任命する。
(役員及び職員の地位)

第十七条 公団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
第三章 業務

第十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。
一 水資源開発基計画に基づいて、次に掲げる施設(当該施設のうち発電に係る部分を除く。)の新築又は改築を行なうこと。
イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設
ロ イに掲げる施設と密接な関連を有する施設

二 前号の業務を行なうことにより生じた施設(以下「水資源開発施設」という。)の操作、維持、修繕その他の管理を行なうこと。
三 水資源開発施設についての災害復旧工事を行なうこと。
四 前三号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 公団は、前項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、次の業務を行なうことができる。ただし、第三号及び第四号の業務を行なうについては、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
一 水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。
二 前項第一号イの施設のうち発電に係る部分の新築、改築若しくは管理又はこれについての災害復旧工事を行なうこと。
三 水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行なうこと。
四 水資源の開発又は利用のための施設の管理を行なうこと。

第十九条 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき、水資源開発基計画に基づいて事業実施方針を定め、内閣総理大臣を経てこれを公団に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
2 主務大臣は、前項の事業実施方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
(事業実施計画)

第二十條 公団は、第十八条第一項第一号の業務を行なうところにより、前条第一項の事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 公団は、前項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとする場において、当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとする者が特定しているときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その者の意見をきくとともに、第二十九条の規定による当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の負担についてはその者の同意を得なければならない。当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水をかんがい用の用に供しようとする者の組織する土地改良区が特定しているときも、同様とする。

3 土地改良区は、前項の同意をするには、政令で定めるところにより、総会の議決を経、かつ、その組合員のうち同項の流水をかんがいの用に供しようとする者の三分の二以上の同意を得なければならない。
(施設管理方針)

第二十一条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第二号の業務につき、施設管理方針を定め、これを公団に指示することができる。この場合において、主務大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(施設管理規程)

第二十二条 公団は、第十八条第一項第二号の業務を行なうところにより、場合においては、政令で定めるところにより、かつ、前条の施設管理方針が指示されているときはこれに基づいて、施設管理規程を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(河川法の特例)

第二十三条 公団は、第五十五条第二号に規定する施設(以下「特定施設」という。)の新築又は改築については、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第七条(河川に関する工事等)(同法第五条(河川法の準用)の規定により準用される場合を含む。)の規定にかかわらず、同法にいう河川に関する工事を行なうことができる。
2 公団が特定施設の新築又は改築を完了したときは、河川法第四条第二項(河川の附属物)(同法第五条の規定により準用される場合を含む。)の規定にかかわらず、建設大臣が、これを河川の附属物として認定することができる。

建設大臣は、前項の規定による認定をしようとする場合において、当該特定施設の新築若しくは改築に要する費用について第二十条第二項の規定による同意をした者又は当該特定施設の一部の工事を公団に委託した者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。
4 第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設については、河川法第三条(私権の排除)の規定は、適用しない。
5 特定施設の新築及び改築並びに河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る公団の監督については、河川法第四十九条(河川行政の監督)(同法第五条の規定により準用される場合を含む。)の規定は、適用しない。
6 公団が行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る河川法の適用又は準用に関しては、この条に定めるもののほか、政令で定められるものがある。この条に定めるもの以外のほか、政令で定められるものがある。
7 公団は、その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に関しては、政令で定めるところにより、河川法に規定する地方行政の権限を行なうことができる。
8 公団が特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、並びに建設工事を完了したとき、並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附属物として認定したときは、公団又は建設大

ない。
(施設管理方針)

第二十一条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第二号の業務につき、施設管理方針を定め、これを公団に指示することができる。この場合において、主務大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(施設管理規程)

第二十二条 公団は、第十八条第一項第二号の業務を行なうところにより、場合においては、政令で定めるところにより、かつ、前条の施設管理方針が指示されているときはこれに基づいて、施設管理規程を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(河川法の特例)

第二十三条 公団は、第五十五条第二号に規定する施設(以下「特定施設」という。)の新築又は改築については、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第七条(河川に関する工事等)(同法第五条(河川法の準用)の規定により準用される場合を含む。)の規定にかかわらず、同法にいう河川に関する工事を行なうことができる。
2 公団が特定施設の新築又は改築を完了したときは、河川法第四条第二項(河川の附属物)(同法第五条の規定により準用される場合を含む。)の規定にかかわらず、建設大臣が、これを河川の附属物として認定することができる。

建設大臣は、前項の規定による認定をしようとする場合において、当該特定施設の新築若しくは改築に要する費用について第二十条第二項の規定による同意をした者又は当該特定施設の一部の工事を公団に委託した者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。
4 第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設については、河川法第三条(私権の排除)の規定は、適用しない。
5 特定施設の新築及び改築並びに河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る公団の監督については、河川法第四十九条(河川行政の監督)(同法第五条の規定により準用される場合を含む。)の規定は、適用しない。
6 公団が行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る河川法の適用又は準用に関しては、この条に定めるもののほか、政令で定められるものがある。この条に定めるもの以外のほか、政令で定められるものがある。
7 公団は、その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に関しては、政令で定めるところにより、河川法に規定する地方行政の権限を行なうことができる。
8 公団が特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、並びに建設工事を完了したとき、並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附属物として認定したときは、公団又は建設大

建設大臣は、前項の規定による認定をしようとする場合において、当該特定施設の新築若しくは改築に要する費用について第二十条第二項の規定による同意をした者又は当該特定施設の一部の工事を公団に委託した者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。
4 第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設については、河川法第三条(私権の排除)の規定は、適用しない。
5 特定施設の新築及び改築並びに河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る公団の監督については、河川法第四十九条(河川行政の監督)(同法第五条の規定により準用される場合を含む。)の規定は、適用しない。
6 公団が行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る河川法の適用又は準用に関しては、この条に定めるもののほか、政令で定められるものがある。この条に定めるもの以外のほか、政令で定められるものがある。
7 公団は、その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に関しては、政令で定めるところにより、河川法に規定する地方行政の権限を行なうことができる。
8 公団が特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、並びに建設工事を完了したとき、並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附属物として認定したときは、公団又は建設大

建設大臣は、前項の規定による認定をしようとする場合において、当該特定施設の新築若しくは改築に要する費用について第二十条第二項の規定による同意をした者又は当該特定施設の一部の工事を公団に委託した者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。
4 第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設については、河川法第三条(私権の排除)の規定は、適用しない。
5 特定施設の新築及び改築並びに河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る公団の監督については、河川法第四十九条(河川行政の監督)(同法第五条の規定により準用される場合を含む。)の規定は、適用しない。
6 公団が行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る河川法の適用又は準用に関しては、この条に定めるもののほか、政令で定められるものがある。この条に定めるもの以外のほか、政令で定められるものがある。
7 公団は、その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に関しては、政令で定めるところにより、河川法に規定する地方行政の権限を行なうことができる。
8 公団が特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、並びに建設工事を完了したとき、並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附属物として認定したときは、公団又は建設大

匡は、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(特定施設の操作に関する建設大臣の指針)

第二十四条 建設大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、特定施設の操作に関し、政令で定めるところにより、公団を指揮することができる。

(危害防止のための通知等)

第二十五条 公団は、水資源開発施設を操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第四章 水資源開発施設に関する費用

(特定施設に係る国の交付金等)

第二十六条 国は、特定施設の新築又は改築に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公団に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により国が公団に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前項の規定による都道府県の負

担の割合その他同項の規定による都道府県の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条 国は、特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用及び特定施設についての災害復旧工事に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公団に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により国が公団に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前条第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。

5 第一項の規定により公団に交付される災害復旧工事に要する費用の一部を負担する都道府県についての公共土木施設災害復旧事業費(国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の適用)については、同法第四條第一項(国庫負担率)及び第四條第二項(連年災害における国庫負担率の特例)の災害復旧事業費の総額には、同法第四條第二項に掲げるもののほか、当該費用(政令で定めるものを除く)を含むものとする。

(費用の負担)

第二十八条 特定施設の新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれている場合において、専用の施設を新設し、又は拡

張することにより当該特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者は、政令で定めるところにより、当該特定施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定による負担金は、政令で定めるところにより、都道府県知事が徴収して、これを国に納付するものとする。

第二十九条 公団は、水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者又は水資源開発施設(特定施設)でその新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているものを除く)を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に、政令で定めるところにより、当該水資源開発施設の新築、改築及び管理並びにこれについての災害復旧工事に要する費用を負担させるものとする。

第三十条 第十八條第一項第一号から第三号までの業務(特定施設)でその新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているものに係るものを除く)であつて、かんがいが排水に係るものの受益地の全部又は一部をその区域を含む都道府県は、政令で定めるところにより、その業務に要する費用の一部を負担金として公団に支払わなければならない。

(受益者負担金)

第三十一条 公団は、水資源開発施設の新築又は改築によつて著しく

利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担させることができる。

(強制徴収)

第三十二条 第二十八条、第二十九条又は前条の規定による負担金があるときは、都道府県知事又は公団は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 都道府県知事又は公団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 都道府県知事又は公団は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、都道府県知事にあつては地方税の滞納処分により、公団にあつては内閣総理大臣の認可を受けて、国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることが出来る。

4 前項の規定により徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 都道府県又は公団は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の負担金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からそ

の負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、当該都道府県の条例又は総務府令で定める場合は、この限りでない。

6 前項の規定により都道府県知事が徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

(土地改良区の組合員に対する経費の賦課)

第三十三条 第二十九条の規定により土地改良区が費用を負担する場合においては、当該負担金については、これを土地改良区の事業に要する経費とみなして、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)(第三十六条第一項、第二項及び第四項(経費の賦課)、第三十八条(賦課金等の徴収の委任)並びに第三十九条(賦課金等の徴収)の規定を適用する。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十四条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(収入及び支出の予算等の認可)

第三十五条 公団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十六条 公団は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十七條 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に、内閣総理大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十八條 公団は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお、残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び水資源開発債)

第三十九條 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は水資源開発債(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書きの規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関する必要な事項は、政令で定める。(政府からの貸付け等)

(債務保証)

第四十條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條(保証契約の禁止)の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務について保証することができる。

(償還計画)

第四十二條 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。(補助金)

第四十三條 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公団に対し、第十八条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用) 第四十四條 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有
二 銀行への預金又は郵便貯金
(財産の処分等の制限) 第四十五條 公団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準) 第四十六條 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。(総理府令への委任)

第四十七條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に必要事項は、総理府令で定める。第六章 監督

第四十八條 公団は、主務大臣が監督する。

督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による主務大臣の監督について、必要な調整をすることができる。(報告及び検査) 第四十九條 主務大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。第七章 雑則

(解散) 第五十條 公団の解散については、別に法律で定める。(訴願) 第五十一條 この法律の規定に基づいて都道府県知事又は公団がした処分について不服のある者は、処分の日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。(協議)

第五十二條 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

一 第三條第二項、第十八條第二項ただし書き、第三十五條又は第

四十五條の規定による許可又は認可をしようとするとき。

二 第三十七條第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第四十七條の規定により総理府令を定めようとするとき。

第五十三條 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第一項又は第二十二條の規定による認可をしようとするとき。

二 第四十八條第二項の規定による命令をしようとするとき。

第五十四條 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十八條第二項ただし書き、第三十五條、第三十九條第一項、第二項ただし書き若しくは第六項、第四十二條又は第四十五條の規定による許可又は認可をしようとするとき。

多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であつて政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、建設大臣

三 前号の多目的ダムの利用に係る多目的用水路で政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、建設大臣

四 前二号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設(多目的のものを含む。)の新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣又は建設大臣

(内閣総理大臣の権限の委任)
第五十六条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を経済企画庁長官に委任することができる。

(他の法令の準用)
第五十七条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公園を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第五十八条 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為

をした公園の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公園の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかったとき。

二 第四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十条 前二条の規定の適用については、この法律の規定(第五十六条の規定を除く。)中内閣総理大臣又は主務大臣とあるのは、第五十六条の規定により権限の委任を受けた経済企画庁長官を含むものとする。

第六十一条 第五条の規定に違反して水資源開発公園という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

(公園の設立)
第二条 内閣総理大臣は、公園の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公園の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、公園の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公園の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 公園は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)
第六条 この法律の施行の際現に水資源開発公園という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 公園の最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 公園の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第三十五

条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「公園の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)
第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ五中「愛知用水公園」を「水資源開発公園又ハ愛知用水公園」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ五ノ三中「愛知用水公園」を「水資源開発公園又ハ愛知用水公園」に改める。

(所得税法の一部改正)
第十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の四を次のように改める。

四の四 水資源開発公園及び愛知用水公園

(法人税法の一部改正)
第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

(土地収用法の一部改正)
第十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 水資源開発公園が水資源開発公園法(昭和三十一年法律第 号)第十八条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「農地開発機械公園」の下に、「水資源開発公園」を加える。

(治山治水緊急措置法の一部改正)
第十六条 治山治水緊急措置法(昭和十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分中「施行するもの及び」を「施行するもの、」に改め、「補助するもの」の下に「及び水資源開発公園が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの」を加え、同項第一号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項に次の一号を加える。

五 水資源開発公園法(昭和三十一年法律第 号)第十八条第一項第一号及び第二号の事業

(治水特別会計法の一部改正)
第十七条 治水特別会計法(昭和三十

十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

五 法第二条第二項第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く)で水資源開発公団が施行するものに係る交付金の交付

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一条第二項第五号に規定する事業に係る水資源開発公団法(昭和三十六年法律第

号)第二十六條第三項又は第二十七條第三項の規定による都道府県の負担金及び同法

第二十八條第二項の規定による納付金

第四条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第一条第二項第五号に規定する事業に係る国の交付金

第七条第一項中「費用」の下に「及び第一条第二項第五号に規定する事業に係る交付金」を加える。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

第十八条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「前項」を「第二項」に改め、附則中第十一項を第十二項とし、第三項から第十項までを

一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定の適用上、水資源開発公団が施行する水資源開発施設の新築又は改築の工事のうちその費用の一部を都道府県が負担する政令で定めるものは、この法律の規定による国の負担額の算定については開発指定事業とみなし、この法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令の規定の適用については、政令で定めるところにより、都道府県が行なう国の負担金等を伴う国の利害に重要な関係がある事業又は国が都道府県に負担金を課して直轄で行なう事業とみなし、この法律による改正前の国の負担割合の特例に関する法令(地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令を除く)の規定の適用についてはこの法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業とみなす。

(行政官制法の一部改正)

第十九条 行政官制法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本住宅公団」の下に、「水資源開発公団」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第二十条 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号の三の次に次の一

号を加える。

八の四 水資源開発公団の業務の監督その他水資源開発公団法(昭和三十六年法律第

号)の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「首都高速道路公団」の下に、「水資源開発公団」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第七号の次に次の一号を加える。

七の二 水資源開発公団を監督すること。

(農林省設置法の一部改正)

第十二条 農林省設置法(昭和二十四年法律百五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十六号中「及び農地開発機械公団」を、「農地開発機械公団及び水資源開発公団」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第二十三条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号の次に次のように加える。

の一部を次のように改正する。

第九条第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の二 水資源開発公団に関すること。

理由

最近における産業の発展及び都市人口の増加に伴い水の需要の著しい増大がみられる地域に対する用水の供給を確保する等のため、水資源開発公団を設立し、これに水資源開発促進法の規定による水資源開発基本計画に基づく事業等を総合的かつ効率的に行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

加藤委員長 提案理由の説明を聴取いたします。

迫水国務大臣 水資源開発促進法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近における産業の著しい発展、人口の増大と都市への集中及び生活水準の向上等により、わが国の重要産業地帯では、各種の用水に対する需要が激増してきており、この傾向は、今後ますます強まるものと考えられるのであります。

一方、わが国の主要河川は、国土の気象上及び地形上の特色からして、年間流出量が莫大な量に達するにもかかわらず、豊水と渇水の差が激しいため、河川水利用率はきわめて低く、利根川を例にとりまして、全流出量のわずかに一二%程度が利用されているに

すぎない状態であります。

従って、緊迫した水不足の事態に処いたしますためには、積極的に水資源を開発し、かつ水の合理的な使用をはからなければならぬのであります。このため、水系を一貫して総合的に水資源の開発利用をはかるための計画を樹立いたすことが何よりも必要であると思っております。これがこの法律案を提出した理由であります。

次にこの法律案の要旨を申し上げます。

第一点は、内閣総理大臣は産業の発展及び都市人口の増加に伴い水の需要の著しい増大が見られる地域に水の供給を確保するため必要があるときは、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進すべき河川の水系を水資源開発水系として指定することであり、

この指定については内閣総理大臣は関係行政機関の長に協議し、かつ、都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を聞き、なお、閣議の決定を経ることといたしております。

第二点は、内閣総理大臣は指定された水資源開発水系について水資源開発基本計画を作成するものとしたことであり、この基本計画についても関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を聞き、かつ、閣議の決定を経ることといたしております。

第三点は、内閣総理大臣の諮問に依り、水資源開発水系の指定及び水資源開発基本計画に関する重要事項を調査審議するため、総理府に学識経験者をもって組織する水資源開発審議会を置くこととあります。

第四点は、水資源開発基本計画と国

土総合開発基本計画または電源開発基本計画との調整の必要が考えられるので、この調整については、内閣総理大臣が国土総合開発審議会または電源開発調整審議会の意見を聞いて行なうものといたしております。

第五点は、基本計画に基づく事業は、国、地方公共団体、水資源開発公団、その他の者が実施することといたしております。

第六点は、政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めるものとしたこととあります。

第七点は、基本計画を実施する者は、その事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めるものとしたこととあります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようをお願いいたします。

次に、水資源開発公団法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近の用水需要の増加は著しいものがあり、特に大工業地帯におきましては、産業の発展と都市人口の増加に伴い、水に対する需要の著しい増大が見られるのであります。これらの地域に対する用水の供給を確保するためには、総合的な計画のもとに水資源の開発または利用のための事業を総合的に施行するとともに、開発施設の建設の早期完成をはかることが肝要であると思っております。

本法案は、水資源開発促進法案による水資源開発基本計画に基づいて、こ

れらの事業を総合的かつ効率的に施行する事業主体として、独立の法人格を有する特別法人水資源開発公団を設立せんとするものであります。以下本法案の要旨を御説明いたします。

第一に、公団の目的であります。公団は、水資源開発促進法の規定による水資源開発基本計画に基づく水資源の開発または利用のための事業を実施すること等により、経済の成長及び国民生活の向上に寄与することをその目的といたしております。

第二に、公団の役員として総裁、副総裁、理事及び監事を置くこととし、その任期は、それぞれ四年といたしております。

第三に、公団の業務であります。水資源開発基本計画に基づきまして、ダム、水路その他の水資源の開発利用のための施設の建設、管理を行なうことが公団の中心的業務であります。公団が水資源開発施設の建設を行なうにあたりましては、事業実施計画を定め、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬことといたしております。この事業実施計画の基本となるべき事項につきましては、各主務大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聞いた上、これを事業実施方針として定め、公団に指示することといたしております。

第四に、公団が行なう建設工事のうち洪水防壁等のいわゆる治水目的をも有する特定施設の工事についてであります。これにつきましては、公団は、河川法にいう河川に関する工事を

行なうことができることとして河川法

第七条の原則に対する特例を設けておられます。特定施設の建設が完了したときは、建設費用の負担者等の同意を得て、建設大臣がこれを河川の付属物に認定することができるようにするとともに、この場合、公団は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政の権限の一部を行なうことができることとして行なうのであります。

第五に、公団の施設の建設に必要な費用については、国と都道府県が負担し、これを公団に交付することになつております。それ以外につきましては、水資源開発施設を利用して、流水を水道もしくは工業用水道の用に供する者またはこの流水を灌漑の用に供する農業者の組織する土地改良区が特定された場合には、これらの者が負担することといたしております。なお、このいわゆる利水関係分の建設に必要な費用につきましては、公団は、政府または都道府県から補助金の交付または負担金の納付を受け、また、必要な資金の借り入れ等を行なうことができることとなつております。

第六に、公団の財務及び会計であります。公団の予算、資金計画、財務諸表、借入金、水資源開発債券等につきましては、内閣総理大臣の認可または承認を受けることを要するものといたしております。

第七に、公団の監督は、主務大臣が行なうこととし、公団の業務に

関し監督上必要な命令を発し、公団の事務所に対し、立ち入り検査を行ない得るようにするほか、内閣総理大臣は、主務大臣の監督につき所要の調整

を行なうことといたしております。

最後に、附則におきまして、本法案の施行期日は公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定めることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようをお願いいたします。

加藤委員長 本案についての質疑は次会に譲ります。

加藤委員長 次に、参議院送付にかかる建築基準法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

中島委員 中島委員 本法案にある「特定街区」とは具体的にどんな範囲であるか、あるいは特定街区の指定はどういう順序を経て具体的に行なうのであるか、この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○神田政府委員 この改正案にござい

ます特定街区でございませうが、街区と申しますのは道路等によつて囲まれた一団地の土地をいうわけでござい

ます。そこで、特定街区の指定の手続きでございませうが、これは当該地方公共団体、市町村の方から申請がございまして、これを建設大臣が都市計画審議会に諮問いたしまして、それによつて指定するということになるわけでござい

ます。なお、特定街区を指定する場合には、土地の権利者その他の政令で定め

る者につきましての同意を要するとい

うことといたしております。

○中島委員 今度の法案で建蔽率のことが出ておるのですが、これは現在の土地利用から見まして建蔽率の者としては非常に大きな問題なのです。特定街区では容積が最高十分の六十というところになっておるけれども、これだけではないとして、今回の建蔽率の関係で前の法律と変わったところがあるならば、変わったところについて説明を願ひたいと思ひます。

○神田政府委員 現行法の建蔽率や高さの制限でございませうが、これは市街地の中で個々の敷地を改築する、新築するといふ場合に、通則として定められておるものでございまして、具体的な数字で申し上げますと、住居地域では高さは二十メートル、それ以外の地域の都市区域内では高さは三十一メートルということになっておるわけでございませう。それから、建蔽率は、商業地域内では一応原則として七割建てられるといふことになっておるわけで、それ以外の地域におきましては、敷地面積から三十平米差し引いた残りの六割が建てられるということになっておるわけでございませう。そのほかに、前面の道路幅による軒高の制限というふうなものがございませう。

今回の特定街区における制限と申しますのは、これは市街地におきまして個々の敷地単位に建築するということ

でなしに、一街区全体にわたりました総合的に計画される場合には、今までの通則で行なつておられますところの一敷地単位の高さの制限、建蔽率あるいは道路幅による制限等では、全体として土地の使い方として不合理な面

も出てくるものでございますから、特定街区を指定しまして、全体の街区内の総合設計におきまして建物のお互いの相隣関係、あるいは隣の街区との相隣関係等を十分良好ならしめまして、そして都市計画上最も好ましい形の建物ができるようにいたしたいというところをねらいといたしまして、通則をはずしたわけでございます。それで、端的に申しますと、建蔽率、道路幅による高さの制限というようなことでなしに、容積制限に置きかえたということになるわけでございます。容積制限につきましては、十分の十から十分の六十という、一種から六種までの各段階を設けたわけでございます。なお、その場合に、建物の相互の関係を良好な状態に維持するために、壁面の位置というものを具体的にその個所々々で指定しまして、建物の相隣関係、街区間の相隣関係を不都合の起きないようにならしたい、こういう考え方でございます。従いまして、高さの制限におきましても、その街区々々として都市計画上最も好ましい高さを指定するわけでございまして、

○中島(蔵)委員 今、局長から高さの制限の話があったのですが、これは前から制限があったのです。具体的に、たとえば前面の道路が十メートルで、裏は他の人家とくっついておる、こういうような場合には、高さはどれまで許可になるのか、その点を一つ……。

○神田政府委員 現行の規定におきましては、前面道路が十メートルでございまして、住居地域におきましてはその道路の境界におきまして建物の軒高でございまして、前面道路の四分の一というところで押えられるわけでござ

います。従って、十二メートル半というところでも軒高は押えられるわけでございまして。それからあと道路の対側と今の軒高を結びました斜めの線で、逐次後退をしながら伸び上がっていくことになるわけでございまして、一倍四分の一に八メートル足したところで限度になっておまして、それ以後はいかに後退してしまっても高くはできないということに、現行の規定はなっておるわけでございまして。

○中島(蔵)委員 それから、この法案で特に目立つのは、自動車の修理工場とか、自動車の車庫とか、あるいは自動車の整備事業だとか、こういうものが特に大きく取り上げられておるようですが、これは前の法案と今度の法案とどういうところが違うのか、その点の説明をお願いしたいと思

います。○神田政府委員 まず、自動車関係の今回の改正案で関係します車庫の問題でございまして、現在屋根を不燃材料でふかなければならぬ区域という区域があるわけでございまして。そういう場所から自家用の車庫を作る場合におきまして、外壁を防火構造に仕上げなければならぬことになっておるわけでございまして。五十平方メートル以下のものにつきまして、今回そういう屋根を不燃材料でふかなければならぬという、防火上の制限の一番ゆるいところでございますが、そういうところにおきましては五十平方メートル、ま

度のものにつきましては防火構造の外壁を仕上げるといふのを緩和いたしましたわけでございまして。と申しますのは、最近自動車につきましても相当改善が行なわれて参りましたし、また給油等におきましても、ガソリン・スタンドも相当普及して参りまして、毎朝そういうところに行つて給油を受けるというよりなことに参りまして、二、三台の車を収容する自動車車庫というものは、以前に考えられておりましたほど火災の危険が少なくなつてきた。かたがた今日道路に駐車

されたので、できるだけ自家用車の車庫も建てていただくかなければならぬことにつきましては制限を緩和しようというところを考えたわけでござい

ます。それからもう一つ、自動車修理工場でございます。従来商業地域内におきましては、すべて工場と申しますのは、作業場の床面積は百五十平方メートルで押えられておるわけでござい

ございますが、先ほど申しましたように、修理工場として五、六台収容するということにございまして、三百平方メートル程度は床面積が要るわけでございまして。現在では百五十平方メートルで押えられておるものでございまして、路面に駐車して修理しておるというところが現象として起きて参つておるわけであります。そこで、今日の道路交通の混雑を緩和するために路面駐車等は避けなければならぬので、そういうような自動車を全部屋内で修理していただく。かようなことを考えまして、かたがた自動車交通が今後非常に盛んになつていくということを考えますと、部品の取りかえ程度の自動車の修理工場というのは相当の距離に散在しておるという形が好ましいと考へまして、緩和をは

かしたわけでございまして。なお、自動車修理工場でございます。いろいろ隣近所に迷惑をかけるような作業を伴う修理工場もございまして、そういうものにつきましては、商業地域内に建てられる工場の中で当然禁止区域になつておまして、ここで三百平方メートルの床面積まで緩和しようと考えておられますのは、隣近所に、火災でございまして、粉塵あるいは悪臭といったような迷惑をかけない、そういう作業を伴わない工場だけに限るわけでございまして。

○加藤委員長 お諮りいたします。建築基準法の一部を改正する法律案につきまして質疑を終局するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 これより討論に入るのではありませんが、討論の通告がありませんので、討論を行なわず、直ちに採決いたします。

○加藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。〔賛成者起立〕

〔参考〕
建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)(参議院送付)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年六月三日印刷

昭和三十六年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局